

EFRAG ディスカッション・ペーパー「資本性金融商品—減損及びリサイクリング」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 やまぐち なみ 山口 奈美

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）から2018年3月に公表されたディスカッション・ペーパー「資本性金融商品—減損及びリサイクリング」（以下「本DP」という。）に対して、2018年5月にコメント・レターを送付している。

ディスカッション・ペーパーの概要

IFRS 第9号「金融商品」は、資本性金融商品に対する投資（売買目的保有の資本性金融商品を除く。）について、当初認識時における取消不能な選択として、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産（FVOCI）への指定を認めている（いわゆる FVOCI オプション）。この場合、金融商品の認識の中止時に利得及び損失が純損益に振り替えられず（リサイクリングの禁止）、減損の評価も行われない。

EFRAG は、2015年9月に公表した IFRS 第9号のエンドースメント・アドバイスの中で、エンドースメントそれ自体は支持する一方で、資本性金融商品の会計処理に関して、次のような見解を表明した。

- (1) 資本性金融商品の純損益を通じた公正価値での測定（FVPL）は、長期投資を行う企業（保険、並びにエネルギー業及び採掘業を営む企業を含む。）のビジネスモデルを反映しない可能性がある。
- (2) 資本性金融商品の FVOCI オプションの選択は、リサイクリングの禁止によって、長期投資を行う企業の業績が適切に反映されない結果となる可能性がある。

EFRAG によるエンドースメント・アドバイスを受け、欧州委員会（EC）は、IFRS 第9号を2016年11月にエンドースメントしたが、同時に、IFRS 第9号の資本性金融商品の会計処理の要求事項が、欧州における長期投資に与える潜在的な影響について調査することを EFRAG に要請した。

この要請を受け、EFRAG は、第1フェーズとして、欧州における資本性金融商品の保有状況、及び IAS 第39号「金融商品：分類及び測定」における売却可能金融資産（AFS）区分に分類される資本性金融商品に対する減損の要求事項の適用状況に関する情報を収集し、資本性金融商品に対する投資への IFRS 第9号の考えられる影響の再評価を実施した（第1フェーズ）。当該評価は2018年2月に完了している。

本DPは、「考えられる解決策」フェーズ（第2フェーズ）として公表されたものであり、資本性金融商品の保有の会計処理に関する IFRS 第9号の要求事項は改善され得るのか、また、どのように改善され得るのかに関する EFRAG からのアドバイスを開発する際に検討すべき事項に関するフィードバックを入手することが目的とされている。

コメント・レターの概要

当委員会は、OCIに含まれる項目のリサイクリングを継続して支持しており、国際会計基準審議会（IASB）との議論の中でも主張してきた。この点で、FVOCIに指定された資本性金融商品のリサイクリング及び減損に関する検討を行うEFRAGの取組みを高く評価し、また強く支持していることを、コメント・レターを通じて表明した。

本DPの個別の質問項目に対する当委員会からの主なコメントは、次のとおりである。
(処分時におけるリサイクリングについて)

OCIに含まれた項目は、例外なく事後的に純損益にリサイクリングされるべきであるという点から、FVOCIに指定された資本性金融商品の売却又は減損時における、OCI累積額の純損益へのリサイクリングを支持する。リサイクリングの対象を、企業が長期投資として保有する資本性金融商品に限定すべきとは考えていない。

(減損モデルを伴うリサイクリングについて)

FVOCIで計上される資本性金融商品の会計処理は、二重測定（IASBの概念フレームワークの6.85項）の典型的な例であり、財政状態計算書の観点から選択される測定基礎は公正価値となり、純損益計算書の観点から選択される測定基礎は歴史的な原価となると理解している。ある資産の歴史的な原価がもはや回収可能でない場合に、純損益を通じて減損損失を認識することは、確立された実務であり、これによって、より目的適合的な情報が提供されることを前提とするものであると考える。

(資本性金融商品のための会計処理モデルについて)

FVOCIで計上される資本性金融商品の減損損失を認識する目的は、発行体の経済状態の識別可能な不利な変動の影響を認識することにより、当該資本性金融商品に対する投資からの全体的な期待リターンを純損益に反映することであると考える。この目的に照らすと、本DPで議論されている2つのモデルは、次のように評価できる。

- (1) 「再評価モデル」：当初取得原価を下回る公正価値の下落が、発行体の経済状態の識別可能な不利な変動の影響を理由とするものか否かにかかわらずに直ちに純損益に認識されるため、目的を達成する可能性は低い。
- (2) 「著しい又は長期にわたる（significant or prolonged）」公正価値の下落などの閾値を考慮することを要求する減損モデル：目的を達成する可能性が再評価モデルよりも高い。ただし、「著しい又は長期にわたる」公正価値の下落は、発行体の経済状態の識別可能な不利な変動の影響を必ずしも描写するものではない可能性がある。

我が国における会計基準では、歴史的に、減損損失の認識のための閾値が、損失の発生に対する不確実性が十分に減少した（すなわち、不可逆である）とみなされる水準に設定されており、減損損失の戻入は認められていない。このような比較的高い閾値に基づいて減損損失を認識することで、記述した目的が達成される結果となる可能性がより高くなることが考えられる。一方、そのようなアプローチは、減損損失の認識が遅すぎる結果をもたらすものと捉えられる可能性もある。反対に、仮に、減損損失の認識のトリガーとして比較的低い閾値が使用される場合、結果として減損損失に記述した目的とは必ずしも整合しない損失が含まれる可能性があると考えられる。